

山口県報

平成 21 年
7月21日
(火曜日)

目 次

告示

土地改良事業施行の同意(農村整備課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(漁港漁場整備課).....一

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二

土地改良区役員の届出(農村整備課).....三

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....三

基本測量の実施(監理課).....三

基本測量の実施の終了(監理課).....四

山口県告示第三百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
平生町	川久保地区	ため池の整備	平成二一、七、一三

山口県告示第三百三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、見島漁港整備工事(第五工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 見島漁港整備工事(第五工区)
- (一) 工事場所 萩市見島地先
- (二) 工事の概要

工 種	延 長
工 造 物 撤 去 工	一・一八・〇メートル
基 礎 工	八〇・七メートル
被 覆 工	四八・三メートル
消 波 工	三七・四メートル
本 体 工	二〇・〇メートル
上 部 工	二〇・〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年七月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩水産事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年七月二十一日から同年八月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年八月二十八日までに発送する。

その他

四 この審査についての問合せは、山口県萩水産事務所（電話〇八三八―二五―三三七七）にすること。

山口県告示第三百四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

一の表中

下関市職員互助
文 会会長 池永博

を

下関市職員互助
男 会会長 本間俊

に改める。



(二二九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年九月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 下関市視覚障害者福祉会

代表者の氏名 舩尾 政美

主たる事務所の所在地 下関市関西町一番一〇号

三 定款に記載された目的

下関市及びその近隣在住の視覚障害者並びに一般市民を対象として、各種相談事業をはじめ、講習会、研修会等の開催、関係行政機関への視覚障害者福祉施策についての要望・提言、社会参加促進及び会員相互の連絡調整・援助・啓発等に関する事業を行い、社会への完全参加と平等の実現を目指し、もって視覚障害者福祉の向上及び広

く一般市民の市民活動の活性化を通じて地域の発展に寄与すること。

(三三〇) 土地改良区の役員の名氏及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名氏及び住所の届出がありました。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区の名氏	理事の別	氏名	住	所
周東中曽根土地改良区	監事	笹木 鉄雄	岩国市周東町西長野三一九の二	

(三三一) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
宇部市	棕並地区 ほ場の整備	平成一七、九、二二	平成二〇、三、二四
"	楠地区 ほ場の整備	平成一八、五、一六	" 一一、一七

(三三二) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域
下関市

三 作業の期間
平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

山陽小野田市

三 作業の期間
平成二十一年五月十一日から平成二十二年三月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間
平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

宇部市、山口市、萩市、長門市、美祢市及び阿武郡阿東町

三 作業の期間
平成二十一年六月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

山口市及び長門市

三 作業の期間
平成二十一年七月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで

(三三三) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年七月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十四日まで

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木
町並びに熊毛郡田布施町及び平生町

三 作業の期間

平成二十年五月一日から平成二十一年三月十九日まで

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成二十年七月十一日から平成二十一年三月十九日まで

一 作業の種類
基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

光市及び周南市

三 作業の期間

平成二十一年一月九日から同年三月二十七日まで